【申請期間】令和４年１２月１日～令和５年２月２８日（受付先着順）

亀山市エネルギー価格高騰対策
中小企業者等助成金のご案内

事業活動において、コロナ禍や国際紛争に伴うエネルギー経費の高騰の影響を受けた亀山市内の中小企業者等に対し、支払ったエネルギー経費（税抜）の合計額に応じて助成金を交付します。

1 交付対象者

次のすべてに該当する事業者が助成金の交付対象となります。

① 令和４年１１月１日において、市内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、市内において事業活動を営む中小企業者等であって、引き続き、市内で事業活動の継続を行う意思がある。

② 中小企業基本法第２条第１項の中小企業者、同条第５項の小規模企業者、フリーランスを含む個人事業者である。

③ 令和４年４月から１０月までのいずれかの月に支払ったエネルギー経費（税抜）の合計額が１０万円以上である。

【エネルギー経費】電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の使用又は購入に要した経費。

※ただし、助成金の交付対象外となる要件もあります。詳しくは、亀山市ホームページをご確認ください。

2 助成金額

令和４年４月～１０月までの１ヵ月に支払ったエネルギー経費（税抜）合計額	助成金額
１０万円以上２０万円未満	５万円
２０万円以上３０万円未満	１０万円
３０万円以上４０万円未満	１５万円
４０万円以上	２０万円

3 請求方法

次の書類を郵送で、商工観光課商工業振興グループ（〒５１９-０１９５　本丸町５７７番地）へ提出してください。

①亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金交付請求書（様式第１号）

②誓約書（様式第２号）

③振込先口座番号と口座名義が分かる通帳等の写し

④助成対象経費の支払が確認できる書類の写し

⑤経費算出根拠明細書（様式第３号）

⑥市内に事業所を有し、市内で事業活動を行っていることが分かる書類

◆請求は、１事業者につき１回限りです。

◆郵送到着順にて助成決定額が予算額に達し次第、交付請求の受付は終了致しますので、ご対応はお早めに。

◆助成金の概要や請求書の様式等は、以下の亀山市ホームページよりダウンロードし、ご利用ください。

【問い合わせ先・書類送付先】亀山市産業環境部商工観光課商工業振興グループ

電話　(0595)84－5049　　E-mail：shokogyo@city.kameyama.mie.jp

亀山市ホームページ　：　https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2022111000029/